

※ 保険事故が発生した場合、まずは弊社担当者にご連絡ください。

動産総合保険 保険手続きについて

保険事故の件につきまして、早急に保険金請求手続きを行うべく、準備をいたします。

つきましては、下記の書類をご送付くださるようお願い申し上げます。

なお、本件事故が保険金支払の対象となるかどうかにつきましては、損害保険会社の調査結果により決定されますので予めご了承賜りますようお願い申し上げます。

また、本手続きに関する詳細等につき、ご質問がある場合は、弊社担当者までご照会くださるよう、お願い申し上げます。

記

1. お送りいただく書類

- (1) 動産総合保険事故発生報告書
- (2) 事故物件の写真（損害状況を証明する写真。物件全体および損害箇所）
- (3) 事故物件の修理費見積書（物件が修理不能の場合は修理不能証明書）
いずれも物件製造メーカーあるいは物件納入業者に依頼してください。
- (4) 盗難事故
所轄の警察署に届出をしていただき、次の内容を動産総合保険事故発生報告書に記載してください。
(1. 届出年月日 2. 届出警察署名 3. 届出者氏名 4. 届出受理番号)
- (5) 火災事故の場合
罹災証明書（所轄の消防署発行のもの）
- (6) 車両による被害事故を受けた場合
加害者の住所・氏名・車両番号を必ず記録しておいてください。

2. 保険金支払の対象となる損害について

火災、風水害、落雷、盗難等の偶然に生じた外部からの事故に起因する損害は保険の対象です（地震については対象外となっています）。

（参考）保険金が支払われない損害の例示

- (1) 通常の使用の結果として生じる損耗、磨耗、ねずみ喰い、さび、変質等による維持・点検費用
- (2) ショートスパーク等の電氣的事故、機械の内的原因による故障等の機械的事故
- (3) リース物件の瑕疵に起因する損害
- (4) お客さまの故意または重大な過失による損害

以 上

【書類送付先】

✕ キリトリセン

〒220-8613
横浜市西区みなとみらい3-1-1
横浜銀行本店ビル5階
浜銀ファイナンス株式会社
営業サポート第2部 宛

※左記点線部分を切り取ってお手持ちの封筒に貼付のうえご使用ください。